生徒指導全体計画

吉川市立中曽根小学校

教育関係法規等

・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・県小学校教育課程
・編成要領
・埼玉県指導の重点・努力点
・市教育行政重点施策等

学校教育目標

子どもに・夢・感動・生きがいを

なかよく（思いやりいっぱい）共に遊び
かしこく　（知恵いっぱい）　共に学び
ねばりづよく（元気いっぱい）共に鍛える

児童の実態

・素直で明るいが、言葉づかいや行動に課題がある児童が多い。
・基本的な生活習慣や学習習慣が定着していない児童も多い。

地域の実態

・地域の保護者は共働きが多い。
・教育的関心は高い。

保護者の願い

・うそやごまかしをせず正直な心で生活する子
・礼儀正しい行いができる子
・相手の身になって親切にする子
・最後までがんばる子
・正しいと思うことを進んで行う子

生徒指導の重点目標

人とのかかわりを大切にし、共によりよく生きようとする児童の育成をめざし、次の目標を重点とする。

○だれに対しても思いやりをもって接する子
○気持ちのよいあいさつや言葉づかいができる子
○素直な心を持ち、約束や社会のきまりを守って行動する子

教師の願い

・約束や社会のきまりを守る子
・生命を大切にし、健康で明るい子
・思いやりのある子
・けじめある行動ができる子
・明るいあいさつができる子
・困難に立ち向かいやりとげる子

学年別生徒指導の重点目標

低　学　年	中　学　年	高　学　年
友だちと仲よくする子	だれとでも仲よく助け合う子	相手の立場に立ち、広い心で接する子
気持ちのよいあいさつ 言葉づかいができる子	言葉づかいや動作に気をつけ、 だれに対しても真心をもって接する子	時と場をわきまえて 礼儀正しく行動する子
素直な心を持ち、 約束やきまりを守る子	明るい心で生活し、 約束や社会のきまりを守る子	公徳心をもって生活し、自他の権利を大切にし、自分のやるべきことをしっかり行う子

道　徳　の　時　間

○児童の発達段階に即しながら、道徳的価値を全体にわたって、計画的、発展的に指導する。
○学校教育全体で道徳教育を補充・深化・統合する。
○道徳的実践力を育成する。
○人間の生き方についての自覚を高め、道徳性を育成を育成する。
○TT等の授業の工夫、導入・終末段階における保護者、地域の人々の協力参加を工夫していく。
○他教科や領域、その他の活動との関連を図り、総合単元的にとらえて道徳の時間を計画していく。

生　徒　指　導

○集団生活に適応できる基本的な生活習慣を育てる。
・月ごとの生活目標の指導
・全校朝会、学年集会による生活指導
・休み時間、放課後等の個別指導
・埼玉県「教育に関する3つの達成目標」へのとりくみ…できたかなカード
○児童と児童、児童と教師の人間関係を好ましいものにする。
○担任教師等による随時の教育相談活動などにより、基本的行動様式の習慣化と個性の伸長、生活への適応を図る。
○いじめ防止基本方針の策定

各　教　科

○道徳の時間との関連を図り、教科のねらいを達成するとともに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。
○学習を成立させるための学習規律の徹底を図る。
○グループ学習を通して、協力的な態度を育てる。（かかわりを意識。）

人権教育

○全教職員の共通理解を深め、差別をなくしていく生き方のできる児童を育てる。

総合的な学習の時間

○自ら学び自ら考え、問題を解決する力の育成を目指し、学び方やものの考え方などの習得を目指す中で、自己の生き方を考えることができる児童を育成する。
・体験的な学習、問題解決的学習、グループ学習を通して、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てる。
・外部の人々やTTによる指導等、友達、教師、家庭や地域の人々とのふれ合いを通して、道徳性の育成を図る。（かかわりを意識）

特別活動

○道徳の時間に育てられた道徳的心情や判断力を具体的な活動に生かす。
○望ましい集団活動を通して仲間意識を深め、自主性や社会性を育てる。（かかわりを意識。）
○自ら進んで計画を立て、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。
・学級活動
　学校生活や学級生活における好ましい人間関係を育てる。
・児童会活動
　児童の自発的な実践活動を通して、自主性と社会性を育てる。
・学校行事
　豊かな体験を通し、連帯感、責任感、勤労観などを育てる。

環境の整備・生活全般における指導

○豊かな体験を通して、学校生活に　愛着を持たせる。
・一斉下校　　・音読朝会
・歌声朝会　　・児童集会
・朝の読書タイム
・体育朝会　　・中曽根小祭り
○動植物を育て、感動する心を養う。
・飼育小屋の動物の世話
・学年園の経営

学級における指導計画

家庭・地域との連携

○彩の国５つのふれあい県民運動　○「親の学習」　○「３つのめばえ」
○ＰＴＡ活動を通して保護者と協力し、児童の健全育成を図る。教育相談、授業参観、懇談会、学習参観、学習発表会、学年活動、学校・学年だより、学級だより、保健だより等　○「心のノート」の活用を推進する。
○学校区ボランティア相談員、NLTとの交流　○保幼小連絡協議会での情報交換
○安全指導のための協力（交通安全教育指導、登校時の交通指導、通学路の安全点検）